

新郷村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,672	千円 3,018,505	千円 179,197	千円 509,743	% 16.89	% 19.46

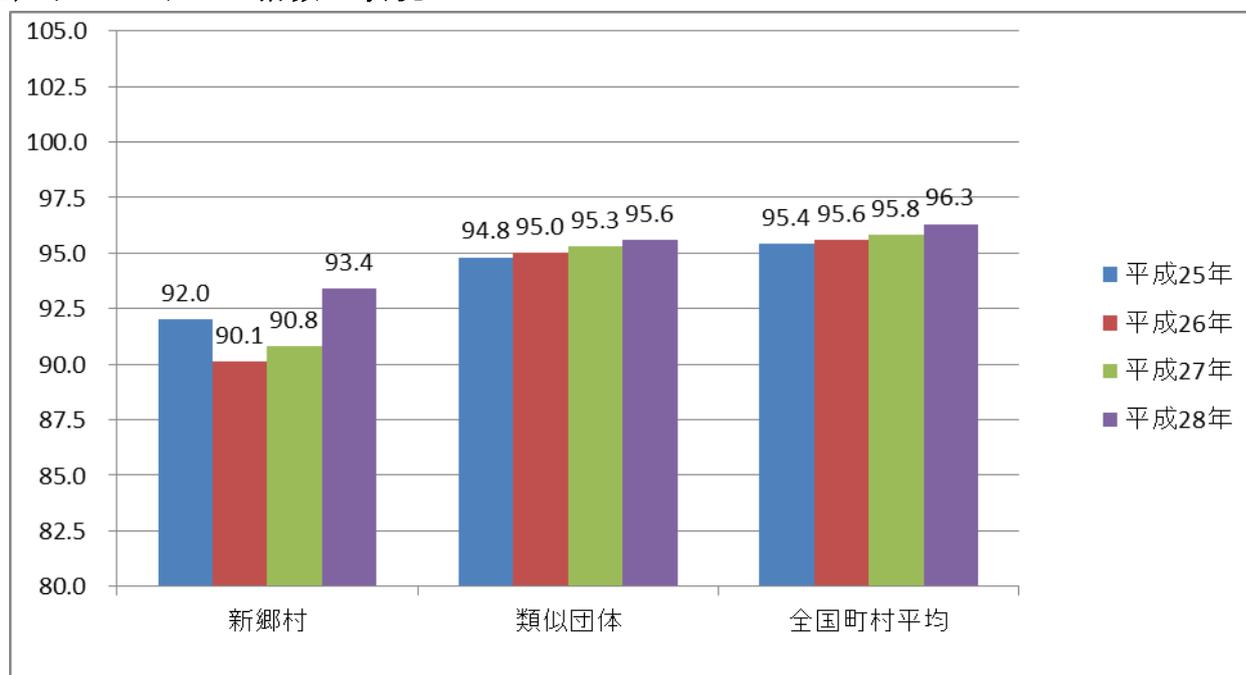
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 55	千円 187,898	千円 28,456	千円 67,946	千円 284,300

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,169	千円 5,459

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 28 年 4 月 1 日のラスパイレース指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
 経験年数階層区分が 5 年きざみとなっている職員の分布が変わったことにより、数値が上昇している。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため省略

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成 27 年 4 月 1 日
 （内容）一般行政職の給料表について、青森県人事委員会勧告を踏まえ、平均 2 % 引下げ。また、激変緩和のため、4 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し ※支給制度なし

③その他の見直し内容

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新郷村	42.0 歳	291,169 円	325,901 円	308,738 円
青森県	43.4 歳	326,100 円	391,807 円	357,621 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	40.9 歳	297,503 円	339,537 円	326,381 円

②技能労務職 なし

③教育職 なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		新 郷 村	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	142,000 円	—
	中 学 卒	134,000 円	130,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

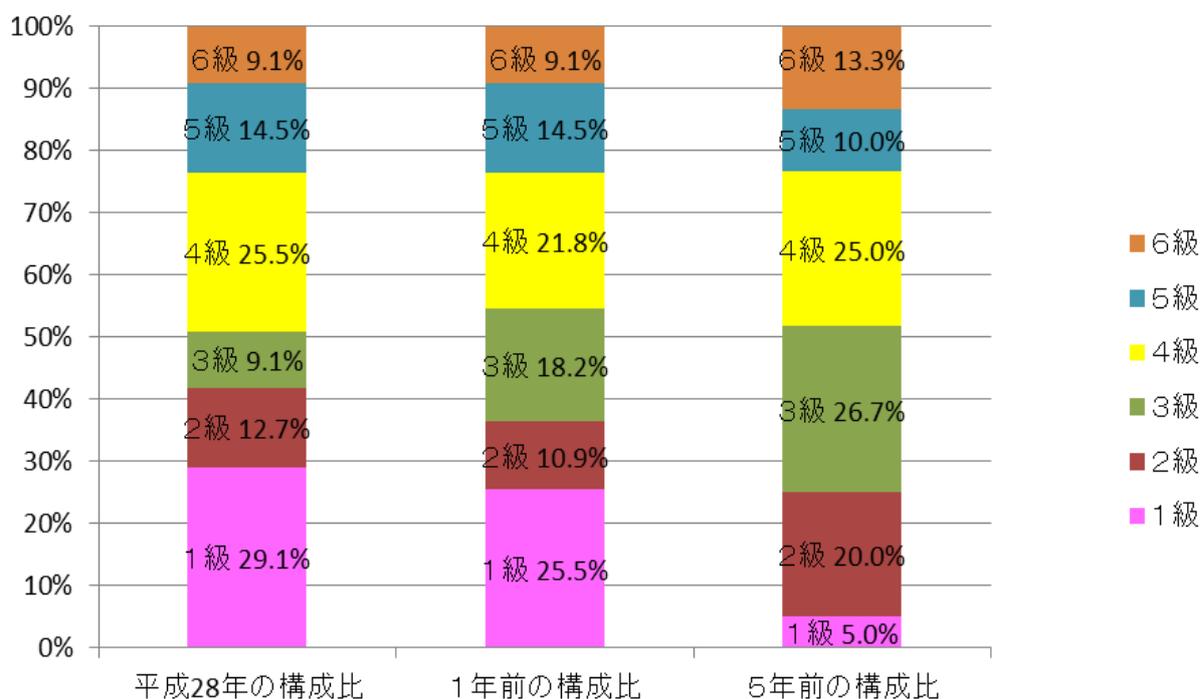
区 分		経験年数10年以上20年未満	経験年数20年以上30年未満	経験年数30年以上
一般行政職	大 学 卒	271,000 円	— 円	— 円
	高 校 卒	246,000 円	313,000 円	371,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	・参事	5人	9.1%	317,000円	409,000円
5級	・副参事	8人	14.5%	286,200円	391,800円
4級	・総括主幹	14人	25.5%	259,900円	383,000円
3級	・主幹	5人	9.1%	226,400円	348,800円
2級	・主査	7人	12.7%	190,200円	303,000円
1級	・主事	16人	29.1%	140,100円	246,100円

- (注) 1 新郷村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度から8級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	新 郷 村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 郷 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,245 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,581 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.4)月分 (0.7)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.4)月分 (0.7)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	新 郷 村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

新 郷 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
(退職時特別昇給 制度なし)					
1人当たり平均支給額 11,212 千円					
(自己都合退職及び定年退職の平均)					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ※支給制度なし

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		9,156千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		4,578,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		2.7%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療手当	国民健康保険診療	国民健康保険診療	9,000千円	750,000円/月
往診手当	所の医師または技師として医療に従事する職員	療所の医師または技師として医療に従事したとき	— 千円	健康保険法の規定 単位×往診料の点数
X線手当			156千円	【医師】 10,000円/月 【技師】 3,000円/月

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	6,029千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	104千円
支給実績（27年度決算）	7,326千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	133千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円/月 配偶者以外 6,500円/月 配偶者のいない場合の扶養親族1人 11,000円/月 16～22歳の扶養親族1人につき 5,000円/月加算	同		千円 5,239	円 227,783
住 居 手 当	【借家】家賃に応じて 100円/月～ 27,000円/月	同		千円 1,104	円 276,000
通 勤 手 当	交通機関利用の場合 運賃相当額 (最高支給限度額 55,000円/月) 交通用具利用の場合 距離に応じ 2,000円/月～ 24,500円/月	異	交通用具利用の場合 平成26年度までの支給割合と同様(国と併せて改定していない)	千円 3,051	円 64,915
管 理 職 手 当	20,000円/月 ～30,000円/月	異	①総務課の参事又は課長、診療所長及び会計管理者 30,000円/月 ②参事(6級) 25,000円/月 ③副参事(5級) 20,000円/月	千円 3,540	円 272,307
寒 冷 地 手 当	世帯主 扶養親族がいる場合 89,000円 扶養親族がいない場合 51,000円	同		千円 3,215	円 58,454
	世帯主以外 36,800円 ※上記金額は年額 5分の1の額を11月～3月に支給				

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	村 長	763,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 830,000 円 / 492,000 円
	副 村 長	604,000 円	669,000 円 / 443,000 円
報 酬	議 長	283,000 円	316,000 円 / 176,000 円
	副 議 長	240,000 円	255,000 円 / 122,400 円
	議 員	225,000 円	233,000 円 / 103,000 円

期末手当	村 長 副 村 長	(27年度支給割合) 3.00月分
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.00月分
退職手当	村 長 副 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 763,000×在職月数×0.455 1,666万円 任期毎 604,000×在職月数×0.265 768万円 任期毎
	備 考	—

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

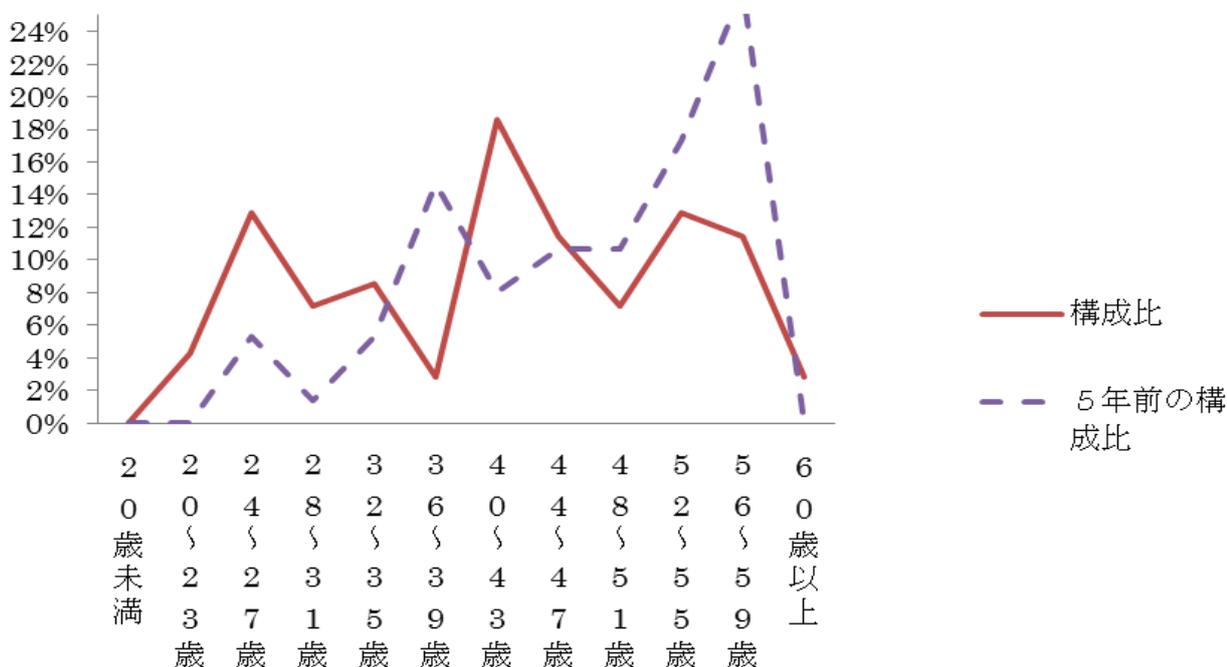
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年	平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般	2	2				
	議 会	18	19	1		採用による増	
	総 務	4	4				
	税 務	8	7	△1		退職による減	
	民 生	2	1	△1		退職による減	
衛 生	8	9	1		採用による増		
農 林 水 産	3	3					
商 工	4	4					
土 木							
	計	49	49			<参考> 人口1万人当たり職員数 184.77人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40人)	
	教育部門	6	6				
	小 計	55	55			<参考> 人口1万人当たり職員数 207.39人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85人)	
公 営 企 業 計 画 等 部 門	病 院	6	6				
	下 水 道	1	1				
	簡 易 水 道	1	1				
そ の 他	7	7					
	小 計	15	15				
合 計		70	70			<参考> 人口1万人当たり職員数 263.95人	
		[107]	[107]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	5人	6人	2人	13人	8人	5人	9人	8人	2人	70人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	52	53	52	50	49	49	△3 (△5.8%)
教育	9	7	7	7	6	6	△3 (△33.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	61	60	59	57	55	55	△6 (△9.8%)
公営企業等会計計	14	14	15	17	15	15	1 (7.1%)
総合計	75	74	74	74	70	70	△5 (6.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※ 該当なし